

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和5年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>宇佐市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理に関する事務 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査に関する事務 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査に関する事務 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査に関する事務 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑧保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑩介護保険料の賦課・徴収に関する事務 ⑪公金受取口座情報の照会 <p>申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。</p> <p>【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】 郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. Acrocity 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)介護保険情報ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市総務部総務課 TEL0978-27-8103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部介護保険課 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8147

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978-32-1111	0978-27-8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978-32-1111	0978-27-8147	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、95、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、95、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定情報の開示・訂正・利用訂正請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.oita.jp	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	⑪公金受取口座情報の照会	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】 郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. Acrocity介護保険	1. Acrocity	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	4. サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市総務部総務課 TEL0978-27-8103	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	十分である	事後	